

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞日本年金機構について＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 事業推進統括部長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

○注意事項

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申し出たこととみなします。また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和8年9月8日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年9月10日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部揭示板にて結果を揭示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

「知っておきたい年金のはなし」の
翻訳及び翻訳版資料の動画作成業務（3言語）
仕様書

日本年金機構本部
事業推進統括部
令和8年8月

1 目的

「知っておきたい年金のはなし」資料及び動画用ナレーション原稿について、3言語（カンボジア語、モンゴル語、ロシア語）への翻訳を行う。また、翻訳したナレーション原稿について、翻訳版の動画作成を行う。なお、作成した動画は厚生労働省 YouTube へのアップロード及び日本年金機構（以下「機構」という。）が全国各地で実施している年金セミナーで使用する予定。

2 業務概要

- （１）資料及び動画用ナレーション原稿の翻訳
- （２）翻訳した原稿データを電子媒体（USB）に格納し、機構へ納品
- （３）翻訳版動画の作成
- （４）作成した動画を MP4 形式で DVD-R（３枚）に格納し、機構へ納品

3 スケジュール

契約締結から履行期限まで

令和8年9月10日（木）	契約締結
令和8年9月15日（火）	データ（資料）の提供
令和8年10月30日（金）	機構へ納品（履行期限）

4 履行場所

受託事業者が用意する場所（日本国内に限る。）

5 納品先

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3-5-24

電話：03-5344-1100（内線2648）

FAX：03-6892-8093

日本年金機構本部 事業推進統括部 地域年金事業グループ

担当：石内

6 作業手順

別添1「作業実施要領」を参照すること。

7 第三者への再委託

(1) 再委託先の監督等

- ① 受託事業者は、当該業務の全部又は主体的部分を第三者に委託（以下、「再委託」という。）しないこと。本業務における主体的部分とは、制作に関する企画、立案、編集作業（仕様書に基づき、情報の整理、構成を行い、本動画をまとめあげる作業）、機構との調整・打合せ、進行スケジュールの管理、作業品質の確保及び進行管理を円滑に進めるための実施体制の確保（至急の場合や機構の必要に応じた実施体制の確保を含む）とする。
- ② 受託事業者は、本業務の一部を再委託しようとするとき、事前に機構の承認を得なければならない。
- ③ 機構は、受託事業者が再委託先の監督を適正に行っているか監督する。再委託先の監督は受託事業者が行うこと。
- ④ 再委託先が受託事業者との契約書及び仕様書に違反した場合については、再委託の承認を取り消すものとする。

(2) 遵守事項

- ① 受託事業者は、再委託先に対する仕様書について、本仕様書に定める条件を必ず規定すること。
- ② 再委託先との契約には以下の事項を盛り込むこと。
 - ア 受託事業者の再委託先に対する監督、監査及び報告聴取に関する権限
 - イ 機構の再委託先に対する監督、監査及び報告聴取に関する権限
 - ウ 再委託先における盗用・改ざん及び目的外利用等の禁止
 - エ 再々委託の禁止
 - オ 盗用等が発生した場合の受託事業者の責任体制

8 再委託に関する手続き

再委託に関する申請については、任意様式により再委託開始予定日の5営業日前までに機構へ提出し、事前に機構の承認を得ること。

9 その他

- (1) 受託事業者は、納品スケジュールを厳守するとともに、機構の要求に応じて作業の進捗状況を報告すること。
- (2) 作成した動画の著作権については、機構に帰属することとする。受託事業者は納品時に別添6「著作権譲渡証明書」を機構へ提出すること。また、受託事業者は、機構の許可なく当該動画を使用しないこと。
- (3) 本調達に係る一切の費用については、受託事業者の負担とする。
- (4) 納品は、平日の10:00～17:00の間に行うこと。

- (5) 本仕様書についての疑義が生じた場合、令和 8 年 9 月 2 日までに FAX で提出すること。また疑義に対する回答は令和 8 年 9 月 4 日までに行う。

作業実施要領

1 作成スケジュールの提出

受託事業者は、契約締結後 5 営業日以内に本業務にかかる作成スケジュールを提出すること。また、業務が円滑に実施できるよう業務全体の進捗管理、日本年金機構（以下「機構」という。）との連絡調整を行うこと。なお、進捗管理及び連絡調整等を行う際に、統括管理責任者を設置すること。統括管理責任者は受託事業者が直接雇用している者に限ることとし、後述の監督、ナレーターへ指示ができる立場の者でなければならない。

2 データの提供

契約締結後、機構は受託事業者へスライド資料及びナレーション原稿データ（以下「データ」という）を電子媒体（USB）で引渡す。

[留意事項]

- データは、受託事業者の責任において厳重に管理すること。また、本契約の履行完了後、受託事業者の責任においてデータを消去すること。
- 受託事業者は、データ消去完了後、廃棄証明書を機構へ提出すること（様式については任意とする。）
- 受託事業者は、機構が提供した電子媒体（USB）の保管につき、翻訳原稿の納品の際に使用するまで、紛失、盗難、毀損が発生しないよう必要な措置を講ずること。

3 作成手順

(1) 翻訳

受託事業者は、翻訳を行うあたり、以下の3工程を経ること。なお、いずれの工程も業務を行う者は、過去に官公庁や公法人の広報媒体の翻訳実績があり尚且つ実務経験3年以上の者とし、それぞれ別々の者が行うこととする。

① 翻訳

- 受託事業者は、別添2及び別添3について、機構が指定する3言語（カンボジア語、モンゴル語、ロシア語）へそれぞれ翻訳すること。翻訳の際、言語は必ず Microsoft PowerPoint 及び Microsoft Word にデフォルトで搭載されているフォントを使用すること。また、数字は固有の言語を使用せず、アラビア数字を使用すること。
- 翻訳した成果物については言語ごとに以下ア及びイのとおり枝番をつけて個別に管理すること。

ア 別添2「知っておきたい年金のはなし」スライド資料

- ・別添2ー1 カンボジア語
- ・別添2ー2 モンゴル語
- ・別添2ー3 ロシア語

イ 別添3「知っておきたい年金のはなし」ナレーション原稿

- ・別添3ー1 カンボジア語
- ・別添3ー2 モンゴル語
- ・別添3ー3 ロシア語

② ネイティブチェック

①で翻訳された言語ごとのスライド資料及びナレーション原稿について、受託事業者は、各ページの翻訳内容の確認を行うこと。なお、確認は、ネイティブスピーカーにより行うこと。内容に誤りがあり、修正が必要な場合は、文章全体、文章の前後のつながりを考慮し、記載内容を修正すること。

③ クロスチェック

②のネイティブチェックを経た言語ごとのスライド資料及びナレーション原稿について、受託事業者は、元言語のスライド資料と比較し、元言語に対して正確に翻訳されているか確認を行うこと。なお、内容に誤りがあり、修正が必要な場合は、文章全体、文章の前後のつながりを考慮し、記載内容を修正すること。

(2) 動画

① 内容構成

- ・動画は「3 作業手順(1) 翻訳」にて、枝番で個別に管理した別添2ー1から別添2ー3までのスライド資料を使用し、言語ごとにそれぞれ作成すること。
- ・動画は紙芝居形式とし、以下の動画とアニメーション等を同じ様に編集すること。

動画名称：知っておきたい年金のはなし（英語版）

リンク先：<https://youtube.com/watch?v=yBxISPr3L6w>

- ・作成する動画は、カラー映像・デジタル録音・デジタル編集とすること。また、画面アスペクト比は16：9、画質はハイビジョンに対応した規格、動画の形式はMP4 とすること。
- ・文言及び表(図)の変更(加工)はしないこと。ただし、動画化時に見えづらくなる等不具合が生じる場合は、機構へ報告の上、判断を仰ぐこと。
- ・編集全般(映像・音楽・音声(ナレーション含む))・テロップ入力等)を行うこと。
- ・章立て・項目立てに合わせ、チャプター分割を行うこと。また、チャプターごとの時間配分が決まり次第、機構と協議し、事前に承認を得ること。
- ・ナレーションに合わせて字幕テロップを挿入すること。原則、ナレーションと

字幕テロップは同内容とする。

- 動画の見やすさ、言語の意味が正確に通じるかを考慮し、適宜、フォントのサイズ・文章の区切り方・文章自体を修正すること。
- 動画構成上、必要に応じて音楽、SE を挿入すること。挿入にあたり、機構が提供するデータには音源が入っていないため、受託事業者にて著作権フリーのものを準備し使用すること。
- モーショングラフィックやアニメーション等を駆使して、重要なポイントを拡大する、説明している部分を赤字で囲う等、視聴者が最後まで視聴したくなるような創意工夫を講じること。
- 視覚、聴覚障害者の方にも内容が伝わるよう、編集を工夫すること。
- 動画は全体として 20 分程度とすること。
- スマートフォン画面で視聴する者に配慮し、見やすい画面構成・内容とすること。

② 監督・ナレーター

- ナレーションを行う際は、「3 作業手順（1）翻訳」で作成した別添3-1 から別添3-3までのナレーション原稿を使用すること。
- ナレーターは、事前に複数の候補者を機構へ提示すること。その際は、候補者ごとの経歴及び音声データを併せて機構へ提出すること（直接面談可）。なお、機構において、受託事業者から提示された候補者に適正な者がいないと判断した場合、受託事業者は、再度、他の複数の候補者を速やかに機構へ提示すること。
- 監督は、過去に同様（類似）の作品（テレビ・映画・官公庁・公法人の広報関係等）を制作した経験を有する者とする。
- ナレーターはその国の言語を母国語とするネイティブスピーカーである女性とし、3年以上のナレーター経験を有し、過去に同様（類似）の作品（テレビ・映画・官公庁・公法人の広報関係等）にナレーターとして出演した経験を有しており、そのイメージと本動画の作成内容が乖離していない者であること。なお、AI は使用しないこと。
- 監督及びナレーターについては、本人及び所属事務所に公租公課の未納がないこと。ナレーターは、業務を行うにあたり事前に別添4「申立書」を提出すること。
- ナレーション録音時には、機構が立ち会うものとし、修正があった場合は、その場で修正を行うこととする。なお、録音場所がナレーターの自宅等、立ち合いが困難な場合は、録音したデータを機構にて確認し、確認の結果、修正があった場合は修正対応ができるような体制を構築すること。

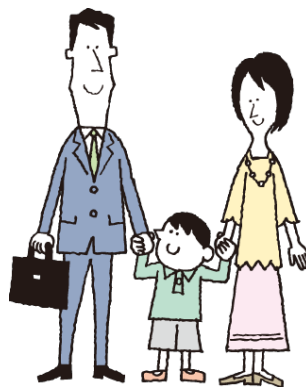
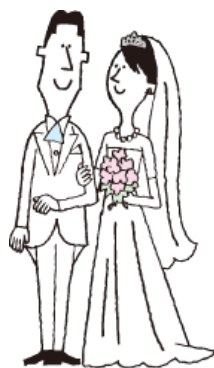
4 成果物の納品

上記3は、令和8年10月30日（金）までに納品すること。

5 その他

- (1) 統括管理責任者は、翻訳及び動画作成・編集作業前に機構を含めた打合せの場を速やかに設けること。
- (2) 受託事業者は、従事者が業務に従事する前までに、守秘義務に関する別添5「誓約書」を従事者から徴取のうえ、提出すること。
- (3) 編集にあたっては、機構と適宜協議の上実施するものとし、動画編集の中間及び最終段階において、機構の確認・検証を最低各1回ずつ行う。なお、確認・検証の結果、修正があった場合、受託事業者は機構の指示に基づき、修正を行い、再度機構の確認・検証を受けることとする。修正指示等のとりまとめ方法及び伝達手段については機構と受託事業者の双方の協議により決定することとする。
- (4) 機構による受託事業者からの確認・検証における標準的な回答期限は、原則3営業日以内とする。また、機構による回答遅延や提供したデータの差し替え等が生じた場合、機構と受託事業者の双方の協議により履行期限の調整を行うこととする。
- (5) 機構が提供する電子媒体（USB）を除く、翻訳及び動画作成に必要な機材等は、全て必要に応じ受託事業者が選定し、準備・確保すること。
- (6) 翻訳及び動画作成を行う場所については、事前に機構の承認を受けること。
- (7) 動画に実在する人物、民間企業、商品を登場させないこと。
- (8) 作成した動画は、機構ホームページ及び厚生労働省 YouTube チャンネルに掲載する。映像制作ではその点を考慮した上で演出上の工夫を凝らすこと（厚生労働省 YouTube チャンネルへの掲載期間については無期限とする）。
- (9) 納品の際、翻訳原稿データの別添2は Microsoft PowerPoint 形式、別添3は Microsoft Word 形式で機構がデータ提供の際に引渡しを行った電子媒体（USB）に格納すること。映像データは MP4 形式で DVD-R（3枚）に格納すること。なお、DVD-R（3枚）には同一の映像データを格納することとし、それぞれにタイトル、収録時間を明記し、ラベル印刷したうえで機構へ納品すること。
- (10) (9) で作成した DVD-R（3枚）は、ハードケースに入れ、破損防止対策を講じたうえで納品すること。
- (11) 電子ファイルを納品する際は事前に最新のウイルスパターンでウイルスチェックを行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないかを確認すること。

知っておきたい 年金のはなし



日本年金機構

Japan Pension Service

プログラム

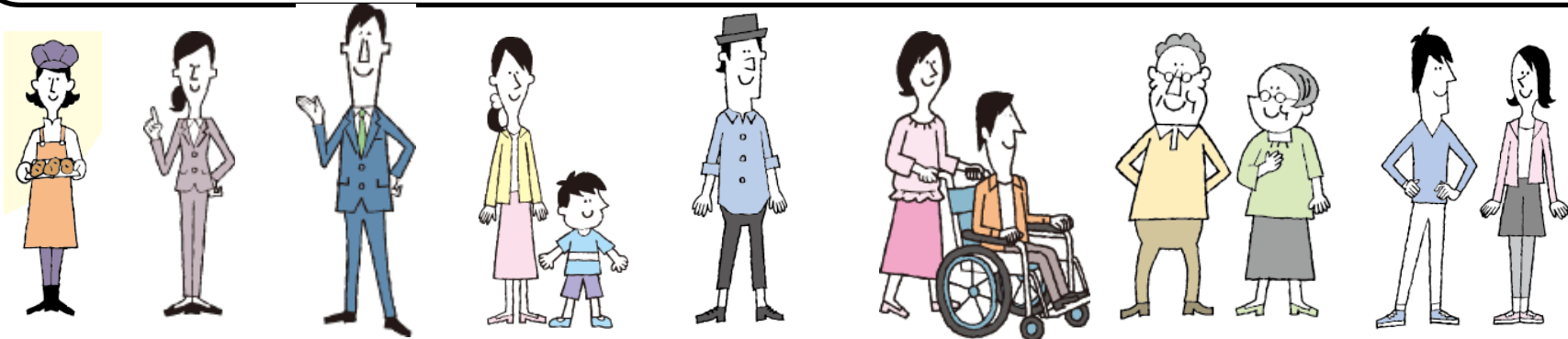
1. 公的年金制度とは
2. 20歳になったら
3. こんなときどうすれば

1. 公的年金制度とは



「公的年金制度」ってナニ？

「公的年金制度」とは、
年老いたときや、
事故や病気で障がいが残ったとき、
一家の働き手が亡くなったときなど
『働いている世代みんなで支えよう』という考えで
作られた仕組み。



みんなで支え合うシステム

老後の暮らしをはじめ、
事故などで障がいを負ったときや、
一家の働き手が亡くなったときに、
みんなで暮らしを支え合う
社会保険の考え方で作られた仕組み。



みんなって誰？

日本に住む20歳以上
60歳未満のすべての方

どうやって支えるの？

みんなや会社が納める
保険料+国が拠出

どんなシステム？

保険料を納めないと年金を受け取ることはできない



社会保険方式

世代と世代の支え合い

年金は「世代と世代の支え合い」(世代間扶養)

老齢年金

約4,07万人



障害年金

約242万人

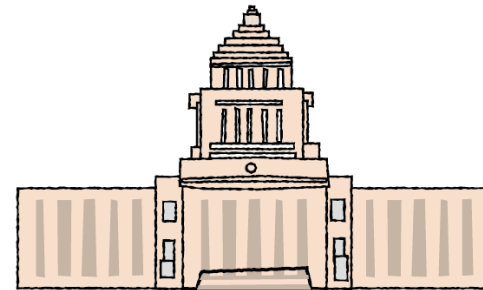


遺族年金

約686万人



現役世代 約6,745万人(保険料)



国(税金)

基礎年金の1/2は国庫

(注)人数は、令和5年度末の数値です。

公的年金の給付は3種類

3つの大きな保障

年を取ったら
受け取る

老齢
年金



障害が残ったとき
に受け取る

障害
年金

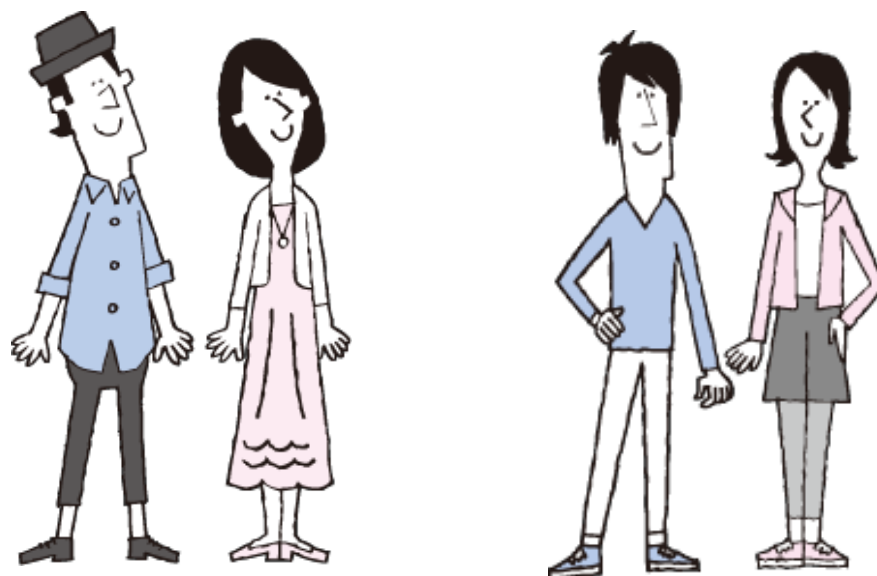


働き手が亡くなっ
たら受け取る

遺族
年金



2. 20歳になったら



20歳から60歳まで加入

日本に住む**20歳以上60歳未満**の人は
国民年金への加入が法律で義務付け
られている



国民年金保険料を納めることが難しい場合

収入が少ないなど、経済的に困難な場合には、
『免除』または『納付猶予』制度を利用

全額免除

保険料の全額が免除

納付猶予

50歳未満の方(学生以外)の保険料納付が猶予

一部免除

保険料の一部が免除

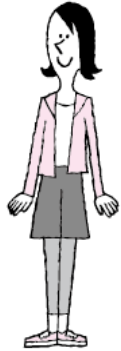
学生納付特例

在学中の保険料納付が猶予

学生の方は学生納付特例制度を！

- ✓ 所得の少ない学生が申請し、承認されることで、国民年金保険料の納付が猶予される制度。
- ✓ 猶予期間内であれば保険料を遡って納めることができる。
(追納)
- ✓ 毎年申請が必要。
- ✓ お住まいの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口、もしくは年金事務所へ
- ✓ マイナポータルからスマホで電子申請ができます！

ご注意ください！ きちんと手続きをしておくと、こんなに違います！



大学生のAさん
20歳から国民年金の
加入と同時に
学生納付特例の**手続きをした**。



大学生のBさん
20歳から国民年金に
加入したが、納付をせず、
学生納付特例の**手続きも
しなかった**。

例えば



大学3年生のときの旅行で
事故に遭い、寝たきりの状態に・・・

障害基礎年金が
受け取れる
1級:1,059,125円
2級: 847,300円

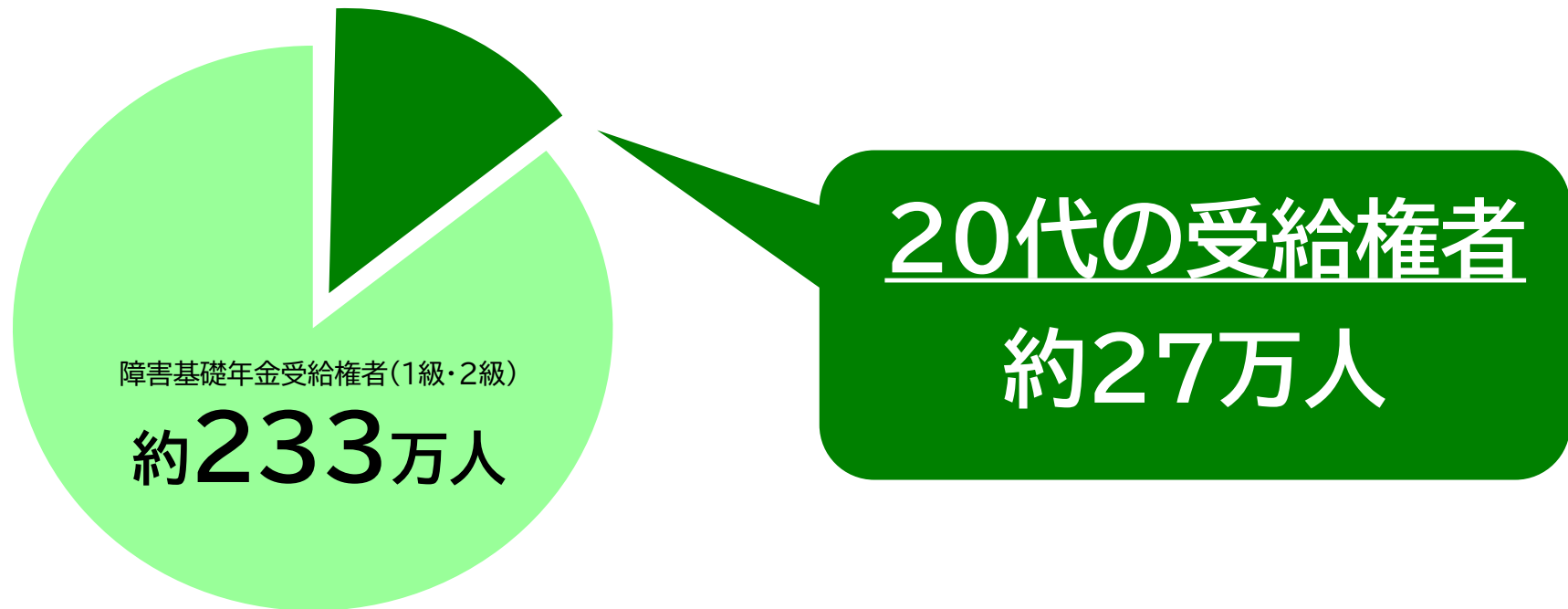
障害基礎年金が
受け取れません

公的年金は“まさか”を支えます



長い人生、事故や病気などこの先なにが
起こるかは予測できません。

“まさか”は他人事ではないのです！



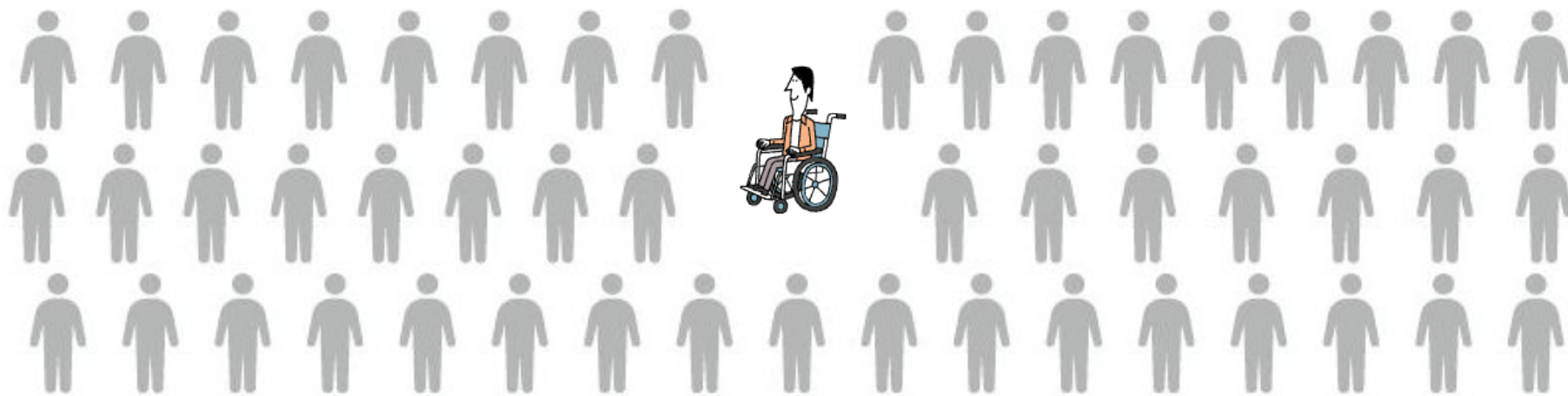
※受給権者：年金を受ける権利を持ち、
本人の請求により裁定された者。
(全額支給停止中の者を含む)

厚生年金保険・国民年金事業年報より

まさかは他人事ではありません

障害基礎年金は20歳以上の総人口の

約50人に1人が受け取っています。



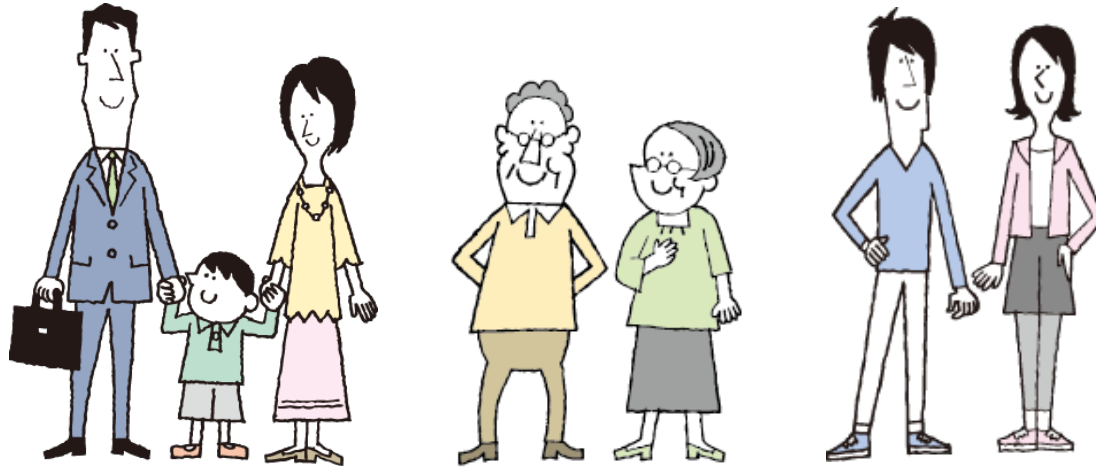
障害基礎年金受給権者
(1級・2級)※

約233万人

20歳以上の総人口※

約1億429万人

3. こんなときどうすれば



日本に住所を置いた時

市区町村役場で住民票作成を行った後、
国民年金の窓口で加入手続きを行います。
加入手続きを行うと、基礎年金番号通知書
が送られてきますので大切に保管してく
ださい。

会社に勤めることになった時

会社に勤めると厚生年金保険制度に加入することになります。

厚生年金保険制度への加入の手続きは会社の担当者が行いますので、ご自身の手続きは不要です。

会社を辞めることになった時

会社を辞めると国民年金制度に加入することになります。

国民年金への加入の手続きはご自身がお住まいの市区町村役場で行います。

日本から帰国する時

お住まいの市区町村役場に転出届及び
国民年金の資格喪失届を提出してください。
帰国時、年金保険料の納付月数(※)に応じて、
一時金を受給できる場合があります。

※国民年金又は厚生年金保険料にそれぞれ6ヶ月
以上加入し、保険料を納付している場合。

脱退一時金

年金保険料の納付月数が6か月以上あり、年金を受ける権利を有したことのない、外国人の方は日本に住所を有しなくなってから2年以内に脱退一時金を請求できます。支給額は保険料を納めた期間に応じて変わります。（支給額の対象となる加入期間の上限は5年間分となります。）

わからないことがあればどうしたら・・・

年金制度が複雑でわからない・・・

→お住まいの市区町村役場もしくはお近くの
年金事務所にご相談ください。



本日のまとめ

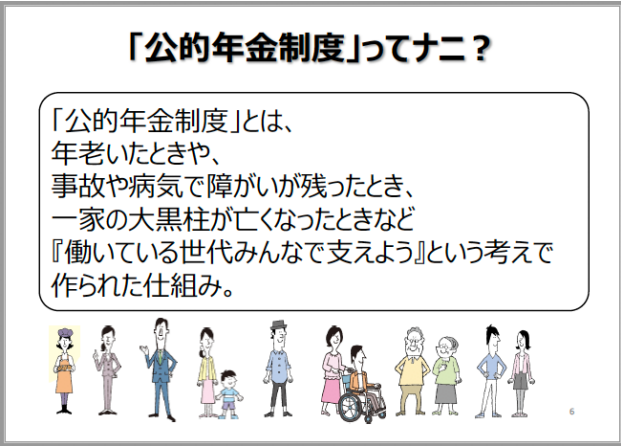
- 学生の方でも**20歳**になったら公的年金制度に加入し、保険料を納める義務がある
- 保険料を納めることが困難な場合は、「**免除**」または「**猶予**」制度がある
- 公的年金は「**世代と世代の支え合い**」
- 「**老齢年金**」のほか、まさかのときに受け取れる「**障害年金**」や「**遺族年金**」がある



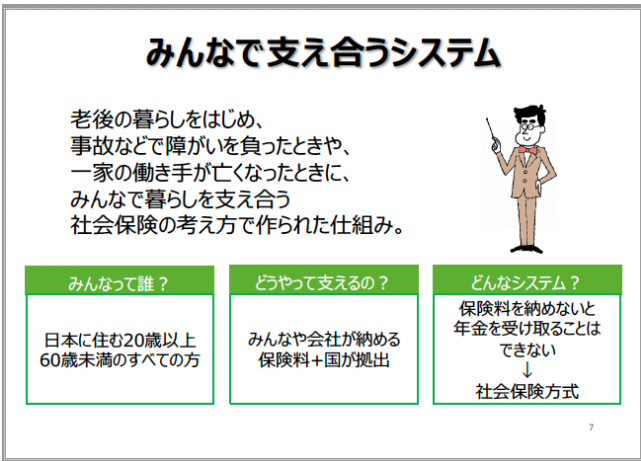
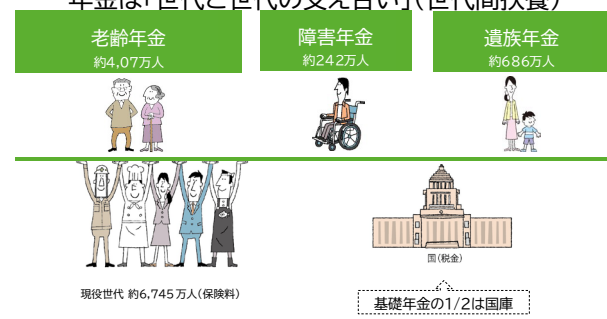
「年金セミナー用動画 知っておきたい年金のはなし」 シナリオ

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
	メインタイトル 年金セミナー用動画 知っておきたい年金のはなし	BGM ♪
	映像「国民年金ってホントに必要なの！講座」	
オープニング		
1	◆スライド1 タイトル 	BGM ♪ ナレーション 日本の公的年金の概要についておはなしします。これはみなさんが知っておく必要があるものです。
2	スライド2 チャプターの紹介 目次 1. 公的年金制度とは 2. 20歳になったら 3. こんなときどうすれば	ナレーション 私たちの説明は3つの章から成っています。 第一、「日本の公的年金制度とはどういうものなのか」。 第二、「20歳になった時の国民年金制度への加入について」。 最後に、「典型的なケースにおいてどのような手続きを行うべきか」。

「年金セミナー用動画 知っておきたい年金のはなし」 シナリオ

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
公的年金制度とは		
3 10 秒	◆スライド3 チャプタータイトル 公的年金制度とは  1. 公的年金制度とは	ジングル ♪ ここでは、公的年金制度の基本的な考えや概要をご説明します。
6	◆スライド4 「公的年金制度」ってナニ？  「公的年金制度」とは、 年老いたときや、 事故や病気で障がいが残ったとき、 一家の大黒柱が亡くなったときなど 『働いている世代みんなで支えよう』という考えで 作られた仕組み。	ナレーション 公的年金制度とは、年老いたり、事故や病気で障がいを負ったり、又は一家の大黒柱が亡くなったりした方々の暮らしを、働いている世代みんなで支えるという考えで設計された仕組みです。

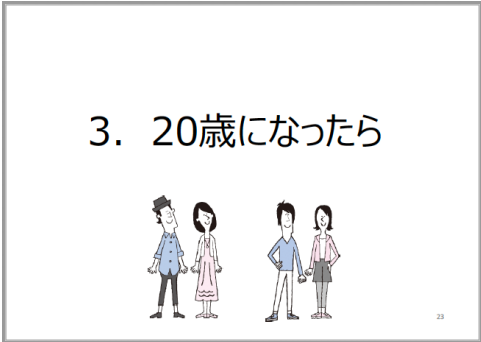
「年金セミナー用動画 知っておきたい年金のはなし」 シナリオ

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
7	◆スライド5 みんなで支え合うシステム  老後の暮らしをはじめ、事故などで障がいを持ったときや、一家の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合う社会保険の考え方で作られた仕組み。 みんなって誰？ 日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方 どうやって支えるの？ みんなや会社が納める保険料＋国が拠出 どんなシステム？ 保険料を納めない年金を受け取ることはできない ↓ 社会保険方式	ナレーション それでは、公的年金制度の仕組みについて説明したいと思います。公的年金制度は社会保険の考え方、すなわち、全ての人々がお互いの暮らしを支え合う、という考えを基に設計されています。 ここでいう全ての人々とは、国籍を問わず、日本に住む20歳から59歳の方々を意味しています。そして、それらの方たちは法律により国民年金制度に加入しなければなりません。 年老いた方、障害を負った方、そして一家の働き手が亡くなった方々の暮らしを支えるために、国民年金制度加入者や会社は保険料を支払い、政府は補助金を支払います。 この仕組みでは、保険料を納めない限り、年金を受け取ることができません。この仕組みを社会保険方式といいます。
8	◆スライド6 世代と世代の支え合い  年金は「世代と世代の支え合い」(世代間扶養) 老齢年金 約4,07万人 障害年金 約24.2万人 遺族年金 約68.6万人 現役世代 約6,745万人(保険料) 国(税金) 基礎年金の1/2は国庫 (注)人数は、令和5年度末の数値です。	ナレーション 公的年金制度は、現在の現役世代が保険料を支払うことによって受給者の生活を支えるという意味である、「世代間支援」を基本に運営されています。 また、政府も一支援者として、税収入によって年金制度財政を補助し、制度を維持しています。

「年金セミナー用動画 知っておきたい年金のはなし」 シナリオ

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
9	◆スライド7 3種類の給付	ナレーション 公的年金制度には3種類の給付があります。 第一に「老齢年金」です。 原則 65 歳以降、国民年金制度から「老齢基礎年金」を生涯受け取ることができます。 また、厚生年金保険制度の加入期間がある方は「老齢厚生年金」を受け取ることができます。 国民年金制度、厚生年金保険制度ともに保険料を納める期間が長いほど、老後に受け取る年金額も多くなります。 2 つ目は「障害年金」です。 病気やけがで障害を負ったときに、障害の程度に応じて国民年金制度から「障害基礎年金」を受け取ることができます。 また、障害を負ったとき厚生年金保険制度に加入している方は「障害厚生年金」を受け取ることができます。 3 つ目は「遺族年金」です。 一家の働き手が亡くなったとき、子のある被扶養配偶者、または被扶養者である子は、国民年金制度から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。 亡くなった方が厚生年金保険制度に加入していた場合は「遺族厚生年金」を受け取ることができます。 病気やけがで障害が起こったときや、一家の働き手が亡くなったとき、若い方でも障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

「年金セミナー用動画 知っておきたい年金のはなし」 シナリオ

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
20 歳になったら		
10	◆スライド8 チャプタータイトル 20歳になったら 	ジングル♪ ナレーション 20 歳になった方には、厚生年金保険制度に加入している方を除き、日本年金機構から国民年金制度の第1号被保険者として加入したことをお知らせします。 私たちからお知らせを受け取ったら必ず内容をご確認ください。 また、お知らせとは別に年金手帳を受け取ることにになりますので、無くさないように大切に保管してください。 なお、会社員・公務員、すなわちそれらの方々は第2号被保険者ですが、それらの方々に扶養されている配偶者の方は、第3号被保険者に分類されます。第3号被保険者になった場合は、配偶者の事業主が日本年金機構に届出る必要があります。
9	◆スライド9 20歳から60歳まで加入 	ナレーション 繰り返になりますが、国籍に関係なく、日本に住む 20 歳から 59 歳のすべての方は、国民年金制度へ加入しなければなりません。
10	◆スライド10 国民年金保険料を納めることが難しい場合	ナレーション 日本の公的年金制度に加入すると、保険料を支払わなければなりません。

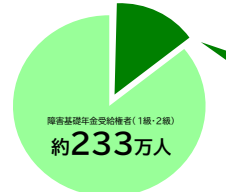
「年金セミナー用動画 知っておきたい年金のはなし」 シナリオ

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
	国民年金保険料を納めることが難しい場合 収入が少ないなど、経済的に困難な場合には、『免除』または『猶予』制度を利用 全額免除 保険料の全額が免除 納付猶予 50歳未満の方(学生以外) の保険料納付が猶予 一部免除 保険料の一部が免除 学生納付特例 在学中の保険料納付が猶予 28	しかし、例えば収入が少ないなど、国民年金保険料の支払いが困難な場合には、保険料免除、あるいは猶予制度を申請することができます。 免除制度には2種類あります。 一つは、全額の保険料が免除される全額免除制度、そして、もう一つは、保険料の一部が免除されるが残りの部分の保険料を納付する必要がある一部免除制度です。 一方、猶予制度には2種類あります。 一つは、学生以外の50歳未満の方のための保険料猶予制度です。もう一つは、在学中の保険料納付が猶予される学生納付特例制度です。
11	◆スライド11 学生の方は学生納付特例制度を！ 学生の方は学生納付特例制度を！ ✓ 所得の少ない学生が申請し、承認されることで、国民年金保険料の納付が猶予される制度。 ✓ 猶予期間内であれば保険料を遡って納めることができる。 (追納) ✓ 毎年申請が必要。 ✓ お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口、もしくは年金事務所へ 30	ナレーション 学生の方は、学生納付特例制度を申請することができます。 学生納付特例制度は、所得の少ない学生が申請し、承認されることで、国民年金保険料の納付が猶予される（延期できる）制度です。 過去10年以内に猶予期間があれば、猶予された保険料を遡って支払い、その期間を取り戻すことができます。 学生納付特例制度は、毎年申請が必要ですのでご留意下さい。 申請手続きは、お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口、もしくは年金事務所です。郵送でも申請できます。

「年金セミナー用動画 知っておきたい年金のはなし」 シナリオ

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
12	◆スライド12 ご注意ください！きちんと手続きをしておくと、こんなに違います！ ご注意ください！ きちんと手続きをしておくと、こんなに違います！ 大学生のAさん 20歳から国民年金の加入と同時に 学生納付特例の手続きをした。 大学生のBさん 20歳から国民年金に加入したが、納付をせず、 学生納付特例の手続きもしなかった。 例えば 大学3年生のときの旅行で 事故に遭い、寝たきりの状態に... 障害基礎年金が 受け取れる 1級:1,059,125円 2級: 847,300円 障害基礎年金が 受け取れません	ナレーション 学生納付特例制度で猶予が承認された場合とそうでない場合では、年金の受給において大きな違いが生じます。 例えば、大学生のAさんは、20歳時に国民年金制度へ加入すると同時に学生納付特例制度の申請をしました。 一方、大学生のBさんは、20歳時に国民年金制度に加入しましたが、保険料を支払わず、学生納付特例制度の申請もしませんでした。 さて、この2人の学生が大学3年生のときに旅行をした際、事故に遭って寝たきりになってしまいました。 学生納付特例制度の手続きを完了していたAさんは、障害基礎年金を受給することができます。障害の程度が重い1級の場合は、約1,059,125円、2級の場合は約847,300円となります。 しかし、学生納付特例制度の申請をしておかなかったBさんは、障害基礎年金を受け取ることができません。 いつ、病気になったりけがをしたりするかは誰にもわかりません。学生の方であっても、納付猶予制度の申請をきちんとしておくことが重要であるということがお分かりいただけたと思います。 自動車を運転するときは保険に加入すると思います。まさに公的年金制度も「保険」の役割を果たすのです。

「年金セミナー用動画 知っておきたい年金のはなし」 シナリオ

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
13	◆スライド13 公的年金は“まさか”を支えます 公的年金は“まさか”を支えます  長い人生、事故や病気などこの先なにが 起こるかは予測できません。 “まさか”は他人事ではないのです！  障害基礎年金受給権者（1級・2級） 約233万人 ※受給権者：年金を受ける権利を持ち、 本人の請求により認定された者。 （全額支給停止中の者を含む） 厚生年金保険・国民年金事業年報より 20代の受給権者 約27万人	ナレーション 公的年金制度は高齢者だけを支えているではありません。 事故や病気で障害基礎年金を受け取っていた方は、日本で約 233 万人います。 長い人生の間、この先何が起こるかは予測できません。 事故や病気などの「まさか」は誰にでも起こり得ます。そのような事態に支えてくれるのが公的年金制度なのです。
14	◆スライド14 まさかは他人事ではありません まさかは他人事ではありません 障害基礎年金は20歳以上の総人口の 約50人に1人が受け取っています。  障害基礎年金受給権者 （1級・2級）※ 約233万人 20歳以上の総人口※ 約1億429万人 ※厚生年金保険・国民年金事業年報より ※人口推計（令和7年10月1日現在）総務省統計局	ナレーション 人生には思いがけないリスクがあります。 重い障がいを負ったときに障害年金を受け取る場合があります。 20 歳以上の日本の総人口は約1億 429 万人。 そして約 233 万人が事故や病気で障害基礎年金を受け取りました。 これは、20歳以上の約50人に1人が障害年金を受け取ったことを意味します。
15	スライド15 こんなときどうすれば	次に、国民年金制度で行わなければならない様々な手続きについて説明します。

「年金セミナー用動画 知っておきたい年金のはなし」 シナリオ

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
	3. こんなときどうすれば 	
16	スライド16 日本に住所を置いた時 日本に住所を置いた時 市区町村役場で住民票作成を行った後、国民年金の窓口で加入手続きを行います。 加入手続きを行うと、年金手帳が送られてきますので大切に保管してください。	ナレーション 日本で住所を登録するとき、市区町村役場の国民年金の窓口で、国民年金制度の加入手続きを行う必要があります。 その後、年金手帳を郵便で受け取ることになるので大切に保管してください。
17	スライド17 会社に勤めることになった時	ナレーション 会社に勤めると厚生年金保険制度に加入することになります。 厚生年金保険制度への加入の手続きは事業主が行いますので、ご自身の手続きは不要です。

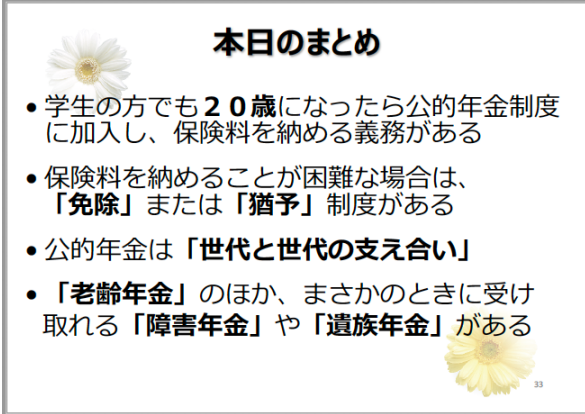
「年金セミナー用動画 知っておきたい年金のはなし」 シナリオ

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
	会社に勤めることになった時 会社に勤めると厚生年金に加入することになります。 厚生年金の加入の手続きは会社の担当者が行いますので、ご自身の手続きは不要です。	
18	スライド18 会社を辞めることになった時 会社を辞めることになった時 会社を辞めると国民年金に加入することになります。 国民年金の加入の手続きはご自身がお住いの市区町村役場で行います。	ナレーション 会社を辞めると国民年金制度に加入する必要があります。 国民年金制度への加入の手続きはご自身がお住いの市区町村役場で行う必要があります。
19	スライド19 日本から帰国する時	ナレーション 日本を出国し、他の国に住むときは、お住いの市区町村役場に届け出てください。また、国民年金の適用を終了させる手続きをする必要もあります。 出国後、保険料の納付期間に応じて、一時金を受給できる場合があります。

「年金セミナー用動画 知っておきたい年金のはなし」 シナリオ

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
	日本から帰国する時 お住まいの市区町村役場に転出届及び 国民年金の資格喪失届を提出してください。 帰国時、年金保険料の納付月数(※)に応じて、 一時金を受給できる場合があります。 ※国民年金又は厚生年金保険料にそれぞれ6ヶ月 以上加入し、保険料を納付している場合。	
20	スライド20 脱退一時金 脱退一時金 年金保険料の納付月数が6か月以上あり、年金を受ける権利を有したことのない、外国人の方は日本に住所を有しなくなつてから2年以内に脱退一時金を請求できます。支給額は保険料を納めた期間に応じて変わります。（支給額の対象となる加入期間の上限は5年間分となります。）	公的年金制度に少なくとも6か月以上加入し、年金を受ける権利を有したことのない外国人の方は、日本に住所を有しなくなつてから2年以内に請求書を出せば脱退一時金を受け取ることができます。支給額は保険料を納めた期間に応じて決まります。支給額の対象となる加入期間の上限は5年です。
22	スライド22 わからないことがあればどうしたら…	年金制度がわからない、どうしたらいいかわからない時は、お住まいの市区町村役場もしくはお近くの年金事務所にご相談ください。

「年金セミナー用動画 知っておきたい年金のはなし」 シナリオ

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
	わからないことがあればどうしたら… 年金制度が複雑でわからない… →お住まいの市区町村役場もしくはお近くの年金事務所にご相談ください。	
23	◆スライド23 まとめ  本日のまとめ • 学生の方でも 20歳 になったら公的年金制度に加入し、保険料を納める義務がある • 保険料を納めることが困難な場合は、「免除」または「猶予」制度がある • 公的年金は「世代と世代の支え合い」 • 「老齢年金」のほか、まさかのときに受け取れる「障害年金」や「遺族年金」がある	ナレーション これまでに説明してきた公的年金制度には、4つの特徴があります。整理しましょう。 ・法律上、学生の方でも20歳になったら公的年金制度に加入し、保険料を納めなければなりません。 ・保険料を納めることが困難な場合は、「免除」または「猶予」制度を申請できます。 ・公的年金は「世代間支援」の制度です。 ・「老齢年金」のほか、まさかのときに受け取れる「障害年金」や「遺族年金」があります いずれの点も、とても大切なことです。 この説明が、公的年金制度の大切さのご理解に役立ったことを願います。20歳

「年金セミナー用動画 知っておきたい年金のはなし」 シナリオ

#	映像	音声（ナレーション・セリフ等）
		から59歳までのすべての人々の義務である国民年金制度に加入し、みんなが安心して暮らせるように、みんなで支え合っていきましょう。
34	日本年金機構 ロゴ	

申立書

私は、日本年金機構と株式会社●●との間で契約の締結がなされた「「知っておきたい年金のはなし」の翻訳及び翻訳版資料の動画作成業務（3言語）」に出演するに当たり、次の事項について申し立ていたします。

記

過去2年間、公的年金制度に加入し、その期間にかかる国民年金保険料等の未納付はありません。

令和 年 月 日

日本年金機構 事業推進統括部長 殿

住所

氏名

印

誓約書

私はこの度、日本年金機構（以下「機構」という。）の「「知っておきたい年金のはなし」の翻訳及び翻訳版資料の動画作成業務（3言語）」に従事するにあたり、守秘義務に関する本誓約書を厳守します。

第1条（守秘義務の誓約）

私は、業務上の目的以外の目的で、機構の許可なくして、弊社職員で本件に直接関与していない者に対しても、私が知り得た、すべての事項・情報（以下「秘密情報」という。）を開示、漏洩し、もしくは自ら使用しないことを約束します。

第2条（資料の返還等）

私は、守秘義務を厳守するため、機構により、保管を許された資料一切の保管を厳重に行うことを約束し、機構により返還を要求された場合、これらの資料及びそのコピー並びにそれらに関する資料の一切を直ちに返還することを約束します。

第3条（契約終了後の守秘義務）

機構との契約終了後といえども、第1条記載の秘密情報を開示、漏洩もしくは使用しないことを約束します。

令和 年 月 日

日本年金機構 事業推進統括部長 殿

住所

事業所名

代表者名

印

著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

日本年金機構理事長 殿

住 所
法人名又は商号
氏 名

印

1. 契約名称 「知っておきたい年金のはなし」の翻訳及び翻訳版資料の動画作成業務(3言語)
2. 作成者名

上記の名称で特定される著作物の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条に規定する全ての権利を含む。)を日本年金機構理事長に譲渡したことに相違ありません。